

**中京銀行の住宅ローン債務者向けに、住宅ローン返済保障の提供を開始**  
 ～自然災害による被災時支援を強化、二重ローンリスクを軽減～

2019年2月12日

MS&ADインシュアランスグループのあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（社長：金杉 恭三）は、2019年1月より、株式会社中京銀行（取締役頭取：永井 涼）の住宅ローンをご利用になるお客さまに、住宅ローン返済保障（個人ローン債務免除費用保険）の提供を開始しました。当社は、今後、本取り組みを他地域へも拡大していきます。

東日本大震災後、二重ローン問題対策制度<sup>※1</sup>が発足したことで、住宅ローン等債務者は自己破産手続きによらずに、債務者との合意に基づき、債務の減免を受けられるようになりました。しかしながら、被災された住宅ローン債務者の中には、避難時の生活資金やその他緊急支出に困窮する方々や、改修費用、新築費用のための新たな借入れが必要な方々がいらっしゃいます。本商品にご加入のお客さまは、地震や台風、豪雨などの自然災害によって住宅ローンの対象建物が罹災し、「全壊」「大規模半壊」「半壊」の損害を被った場合<sup>※2</sup>に、ローン債務の一部が免除されることから、住宅ローン返済資金を生活資金等へ充てることや二重ローンリスクの軽減を図ることができます。

2018年は大阪府北部地震、北海道胆振東部地震、西日本豪雨、台風21号・24号と大規模自然災害が相次ぎ、多くの方が被害を受けられました。当社はこのような大規模自然災害発生時における損保事業の社会的責任を果たすため、今後も引き続き、地震保険等の普及活動をはじめとして、お客さまにより一層の安心と満足をお届けできるような商品・サービスの開発に取り組んでいきます。

※1 二重ローン問題対策制度：東日本大震災に対応する「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」、および2015年9月2日以降に生じた災害救助法の適用を受けた災害に対応する「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」

※2 「全壊」「大規模半壊」「半壊」の認定は市町村等公の機関が発行する罹災証明書に基づきます

### 保障概要

- ・対象とするローン：
  - 株式会社中京銀行の住宅ローン
- ・対象とする危険：
  - 自然災害（地震、水災、風災、雪災等）
- ・債務免除となる期間：
  - 全壊（24か月）、大規模半壊（12か月）、半壊（6か月）

以上

当社は、社会との共通価値を創造し、目指す社会像である「レジリエントでサステナブルな社会」を実現するため、SDGs（持続可能な開発目標）を道しるべとし、地域の皆さまに貢献する活動を行ってまいります。



主に貢献しているSDGs目標

